

## 兵庫楽農生活センターピザ窯整備工事仕様書

## 1 業務名

兵庫楽農生活センターピザ窯整備工事設計・施工一括発注業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の概要

本業務は、兵庫楽農生活センターにおける地産地消体験の充実を目的に整備するピザ窯に係る設計・施工を一括して実施するものとする。

## (1) 業務場所

兵庫楽農生活センター加工施設棟横【神戸市西区神出町小東野30-17】

## (2) 業務期間

契約締結日から令和2年3月30日まで

## 3 設計・施工の条件

## (1) ピザ窯の整備

ア 薪式窯とし、炉の内寸をW800・D920・H350以上を確保すること

イ 屋外に設置し、ピザ及びパンを焼くために必要な燃焼温度を確保すること

ウ 関係法令を遵守し、適正に整備すること

## (2) 東屋の整備

ア ピザ窯の雨除けとして十分に機能し、床面積を10㎡未満とすること

イ 柱に防火材を使用すること

ウ 加工施設棟の風合い、色調にあったものとする

## (3) その他の整備

ア ピザ窯、東屋の設置の障害となる樹木の撤去、処分

イ 既設案内掲示板2か所の園内での移設

ウ 隣接する加工棟デッキ手すりの一部撤去及びデッキからの階段の設置

## (4) 適切な維持管理

故障等不具合が生じた場合においても適切に修繕、改良が可能な施工方法を採用すること

## (5) その他

来園者の安全面及び衛生面に配慮した施設として整備すること

## 4 一般共通事項

## (1) 疑義

本仕様書等に質疑が生じた場合は、契約締結前に必ず文書をもって施工監理担当者の指示・承認を得るものとし、契約締結後に発見されたものはすべて請負者の責任により施工監理担当者の指示により施工すること。

## (2) 施工計画、施工図

施工計画、施工図を事前に提出し、施工監理担当者との協議うえ、承認を得て施工する。

## (3) 設計変更

設計変更は見積書を提出し、承認を得てから着手する。その場合の見積書単価は原則として本工事契約書単価とすること。

(4) 軽微な変更

軽微な誤差及び変更、または図面等に記載のない部分で技術的に変更が生じた場合は、施工監理担当者の指示に従って施工すること。

(5) 材料の承認

工事に使用する材料は、すべて見本品またはカタログを提出し、施工監理担当者の承認を受けて使用すること。

(6) 工事現場の安全衛生管理

工事現場の安全衛生管理は現場代理者が責任者となって関係法令に従ってこれを行い、事故の防止に努めること。

また、大きな騒音・粉塵等の発生が見込まれる工程については、施工監理担当者と事前に協議し、実施すること。

工事期間中においては来場者及び進入車両等に対する安全対策に留意し、バリケード・警備員の配置を行うこと。

(7) 事故発生時

事故が発生したときは、速やかに適切な処置をとり、施工監理担当者に連絡する、もしくは記録写真を添付した報告書を提出すること。

(8) 官公庁への手続き

工事の施工に必要な官公庁への手続きはすべて施工監理担当者と打合せのうえ、請負者が行うこと。

(9) 提出図書

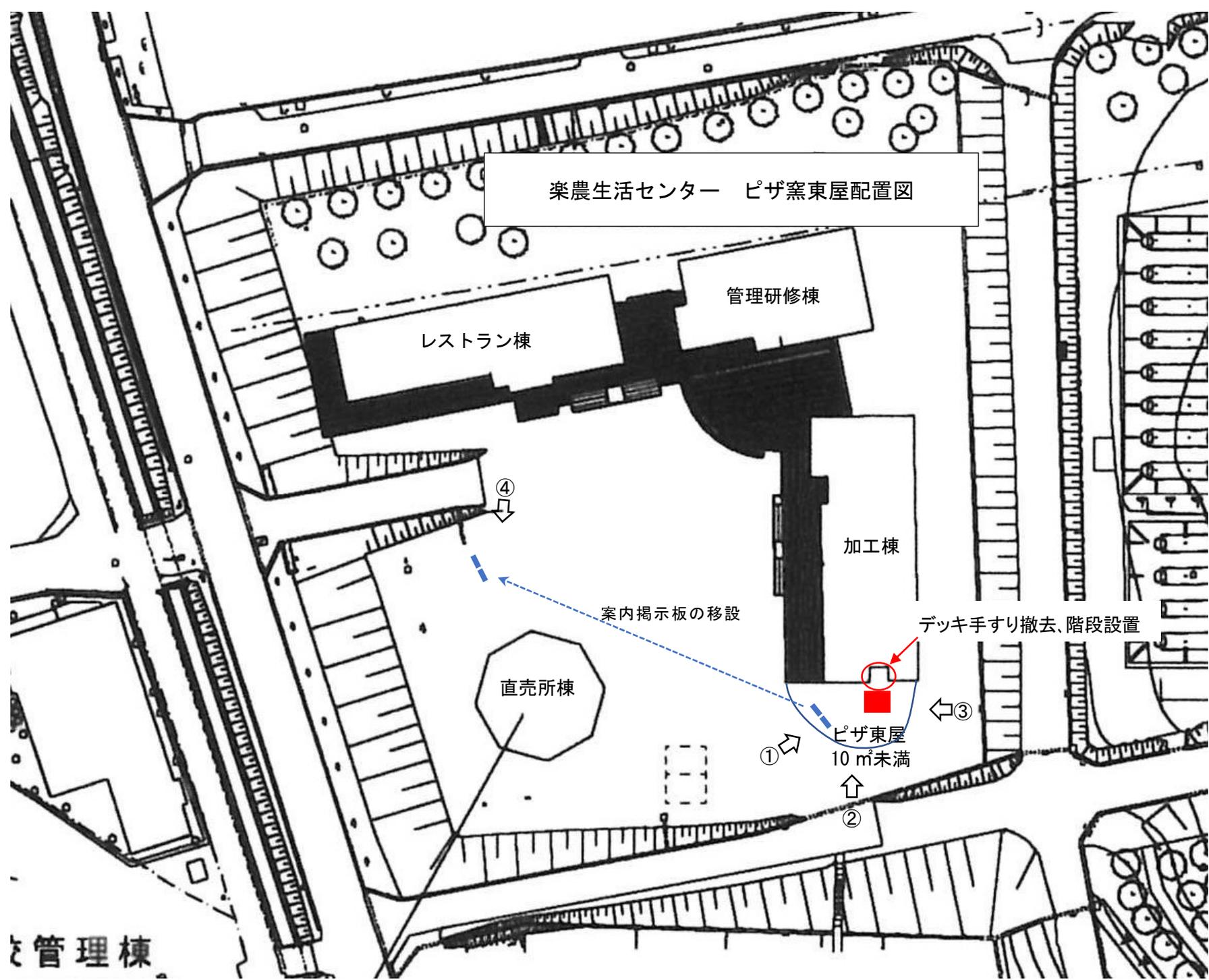
施工監理担当者の指示によること。

5 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、兵庫楽農生活センター及び加工施設棟利用事業者と調整・協議をしながら進めること。

(2) 本業務の全部を再委託することはできない。

楽農生活センター ピザ窯東屋配置図



レストラン棟

管理研修棟

加工棟

直売所棟

案内掲示板の移設

デッキ手すり撤去、階段設置

ピザ東屋  
10㎡未満

管理棟

①



②



③



④

